

市民税・道民税の改正点と申告についてのお知らせ

ふるさと納税の対象や、住宅ローン控除の適用期間などについて変更がありました。また、公的年金等受給者の方の申告についてお知らせします。

ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税（市民税・道民税にかかる寄付金税額控除の特例控除該当部分）の対象となる地方公共団体を一定の基準に基づき総務大臣が指定することとなりました。

令和元年6月1日以降に指定対象外の団体に対して行った寄付はふるさと納税の対象外となります（詳しくは下図をご覧ください）。

対象となる地方公共団体については、総務省ホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」をご覧ください。

【図】

ふるさと納税対象の自治体へ寄付した場合

寄付金額	自己負担額
	市民税・道民税（特例控除分）
	市民税・道民税（基本控除分）
控除対象	所得税

ふるさと納税対象外の自治体へ寄付した場合

寄付金額	自己負担額	控除対象外
	市民税・道民税（特例控除分）	
	市民税・道民税（基本控除分）	
控除対象	所得税	

市民税課にお問い合わせください。

住宅借入金等特別税額控除の拡充

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）とは、所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額を市民税・道民税から控除できる制度です。

令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に、消費税等10%で自らの居住する住宅等取得された方について、住宅ローン控除の適用年数が現行の10年から13年に延長されました。

11年目以降の3年間は、消費税等2%引き上げ分の

公的年金等受給者の方も所得税や市民税・道民税の申告が必要となる場合があります

公的年金等の収入金額（2種類以上ある場合はその合計額）が400万円以下である。

いいえ

確定申告書の提出が必要です

公的年金等の収入以外の所得金額が20万円以下である。

いいえ

申告会場など詳しくは、本誌11ページをご覧ください。なお、確定申告を行った場合、市民税・道民税の申告は不要となります。

所得税が源泉徴収されており、還付を受けるために申告したい。

はい

確定申告書の提出は不要です

ただし、市民税・道民税の申告が必要な場合や税額が減額になる場合があります。詳しくは、市民税課にお問い合わせください。

負担に着目した控除額の上限が設定されます。11年目以降の各年における控除額の上限は、次の二つのいずれか少ない金額となります。

①建物購入価格の2パーセント
②住宅ローン年末残高の1パーセント

※所得税額から控除しきれない額については、所得税の課税総所得金額等の7%（最高13万6500円）の範囲で市民税・道民税から控除されます。

お問い合わせは、市民税課

☎ 5354 へどうぞ。